

令和2年12月2日
在デンマーク日本国大使館

コペンハーゲン首都圏17自治体等における規制強化
(新型コロナウイルス関連情報)

1 首都圏等の規制強化

12月1日、デンマーク保健省は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているコペンハーゲン首都圏の17自治体における規制強化について発表しました。規制は12月7日から来年1月2日まで暫定的に適用されます。原則、規制は17自治体にのみ適用されますが、一部の規制は全国にも適用されます。

(1) 主な規制内容 (●は義務、○は推奨事項とされているもの)

(職場)

○公務員及び民間企業の可能な限りの在宅勤務を強く奨励

(学校・教育機関)

●クラスをまたぐ授業や活動の禁止 (小学校、青年、成人教育)

○音楽と体育の授業の中止 (青年、成人教育)

(子どもとレジャー活動)

●21歳以下の青少年のスポーツ、集会行事の上限人数は50人までから10人までに変更

(店舗、販売)

●大型店、ショッピングセンター等において1平方メートル毎の顧客数をより少数にする (全国に適用)

●小売店に入店できる人数の表示 (全国に適用)

●2000平方メートル以上の大型店、ショッピングセンター等での進行方向は一方通行にする (全国に適用)

○クリスマスの買い物は家族のうち1人が行う

○必要に応じ混雑を避けるため営業時間の延長

○距離を保つために買い物カートの利用を推奨

○買い物カートと買い物かごの利用後の消毒

○歩行者天国での一方通行

(検査)

○検査体制の強化

○全ての若者 (15歳から25歳) が検査を受けることを奨励

(保健省プレスリリース・デンマーク語)

<https://sum.dk/Aktuel/Nyheder/Coronavirus/2020/December/Nye-Covid-19->

[tiltag-i-Hovedstadsomraadet.aspx](#)

(規制内容の詳細・デンマーク語)

<https://sum.dk/Aktuel/Nyheder/Coronavirus/2020/December/~media/Filer%20-%20dokumenter/01-corona/01-12-2020-Pressemoeede/Hovedstadspakke.pdf>

(2) 17自治体

対象となる首都圏の自治体は下記のとおりです。

Albertslund、Ballerup、Brøndby、Dragør、Frederiksberg、Gentofte、Gladsaxe、Glostrup、Herlev、Hvidovre、Høje-Taastrup、Ishøj、København (Copenhagen)、Lyngby-Taarbæk、Rødovre、Tårnby、Vallensbæk

2 感染者数

12月2日(水)14時発表のデンマーク本国の1日あたりの新規感染者数は1586名となり、1日あたりの治癒者数を上回る水準で推移しています。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

(出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表)

<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数 合計 84,056名(前日比+1586)

死亡者数 合計 852名(前日比+6)

治癒者数 合計 66,604名(前日比+1329)

デンマーク 83,535名(前日比+1586)(死亡者852名、入院者266人、治癒者数66,086名)

フェロー諸島 503名(前日比+0)(死亡者0名、治癒者数500名)

グリーンランド 18名(前日比+0)(死亡者0名、治癒者数18名)

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同：英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は

止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_164.html#d-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。